

令和2年沼田市防災会議について

1 目的

防災会議は、災害対策基本法の規定に基づく地域防災計画の作成及び実施の推進、災害時の情報収集、各機関の連絡調整、非常災害における緊急措置の計画及び実施の推進を行う目的で、市長を会長とし地域に関係する公共機関の職員を委員として組織しています。

防災会議の役割のうち、特に地域防災計画は地域の災害のよりどころとなる重要案件であり、必要に応じて見直し修正を行いながら、地域の実情にそったものを推進していく必要があります。下記のとおり開催するものであります。

2 日時

令和2年7月9日(木) 午後2時

3 場所

テラス沼田4階 防災会議室

4 出席者

防災会議委員33名

5 内容

- 1) 委員の委嘱
- 2) 「沼田市地域防災計画」令和2年度修正(案)について

6 修正概要

県の防災計画の修正を反映させ、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興対策等計画全般にわたり見直しを行うと共に、令和元年東日本台風(R1.10.12~13:台風第19号)で経験した大雨特別警報による災害対策本部での経験を踏まえ、避難所の開設・運営・管理に係る事項を、より具体的に明記する等の修正を行う。

【問い合わせ】

総務部地域安全課防災安全係

電話：23-2111(内線4021)

FAX：23-2205

令和2年沼田市国民保護協議会について

1 目的

国民保護協議会は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）」の規定に基づき、国民保護計画の作成及び国民保護措置を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進することを目的として、市長を会長とし地域に関係する公共機関の職員を委員として組織しています。

国民保護協議会の役割のうち、特に国民保護計画は地域の武力攻撃等災害のよりどころとなる重要案件であり、必要に応じて見直し修正を行う必要があることから、下記のとおり開催するものであります。

2 日時

令和2年7月9日（木） 防災会議終了後

3 場所

テラス沼田4階 防災会議室

4 出席者

国民保護協議会委員34名

5 内容

- 1) 委員の委嘱
- 2) 「沼田市国民保護計画」令和2年度修正（案）について

6 修正概要

国の「国民の保護に関する基本方針」、「群馬県国民保護計画」において、これまで行われた修正内容を踏まえ、「沼田市国民保護計画」の修正を行う。

主な修正内容は、「ゲリラや特殊部隊による武力攻撃」、「弾道ミサイル攻撃」など想定される事態に対して、具体的な留意点等の追加。また、武力攻撃災害への対処想定を「NBC攻撃」から「NBCR攻撃」とするなどの修正を行う。

※NBCR攻撃

N（核攻撃）、B（生物剤攻撃）、C（化学剤攻撃）、R（放射性物質攻撃）

【問い合わせ】

総務部地域安全課防災安全係

電話：23-2111（内線4022）

FAX：23-2205